

まちなか定住促進事業

～市外から転入される方へ～家賃補助や住宅購入補助を行っています！ より便利なまちなかに住んでみませんか？

土浦市では、中心市街地のにぎわいを再生するため、市外から中心市街地へ転入される新婚世帯や子育て世帯、単身学生世帯(※)への住宅助成制度を行っています。

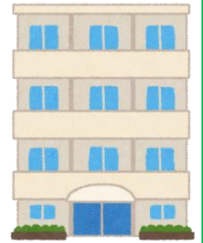
※市外からの転入：世帯全員が申請日前1年以内に転入していること。ただし、新婚世帯の場合は、届出をした者のどちらか一方が申請日前1年以内に転入している場合も可。

- 新婚世帯：婚姻後5年以内であり、届出した者のいずれも40歳未満であること。
子育て世帯：18歳未満(18歳になってから最初の3月31日まで可)の子と同居し扶養していること。
学生単身世帯：19歳(その年度に19歳になる方も可)から30歳未満の大学や短大、専門学校等の学生で、1人で居住していること。

令和6年4月
制度開始予定
令和10年度まで
実施します。

◇まちなか賃貸住宅家賃補助◇

- ①補助内容：中心市街地内の民間賃貸住宅に住み替える世帯に、家賃の一部を補助します。
- ②補助額：1か月の家賃の1/2以内
(限度額：子育て世帯又は新婚世帯 2万円、単身学生世帯 1万円)
- ③補助年数：子育て世帯又は新婚世帯 最大3年、単身学生世帯 最大4年
- ④主な補助要件等：
 - ・市外から転入した新婚世帯又は子育て世帯、単身学生世帯
 - ・自己の居住用として、新規に賃貸借契約を締結していること など



1人暮らしを始める学生さんも新たに対象になります。※令和6年度から

◇まちなか住宅購入補助◇

- ①補助内容：中心市街地内の住宅を購入・新築等をされる世帯に、一定額を補助します。
- ②補助額：住宅ローン(借入金)の3%(限度額：50万円)
- ③補助回数：1物件1回限り
- ④主な補助要件等：
 - ・市外から転入した新婚世帯又は子育て世帯
 - ・一戸建て住宅または分譲型共同住宅(中古住宅を含む)を購入したこと
 - ・登記完了後1年以内であること ・床面積50㎡以上
 - ・借入金の返済期間が10年以上 など



◇補助額の加算◇【子育て世帯または新婚世帯の方】 ※令和6年度から

親世帯と同居される方、もしくは親世帯が市内に住んでいる方は、補助額が加算されます。
加算額：賃貸住宅家賃補助 最大1万円、住宅購入補助 最大10～20万円

★上記以外の要件や手続き等については、土浦市公式HPをご覧ください。下部連絡先までご相談ください。

★転入の対象エリアは、土浦市中心市街地活性化基本計画により定められたエリアになります。※裏面参照

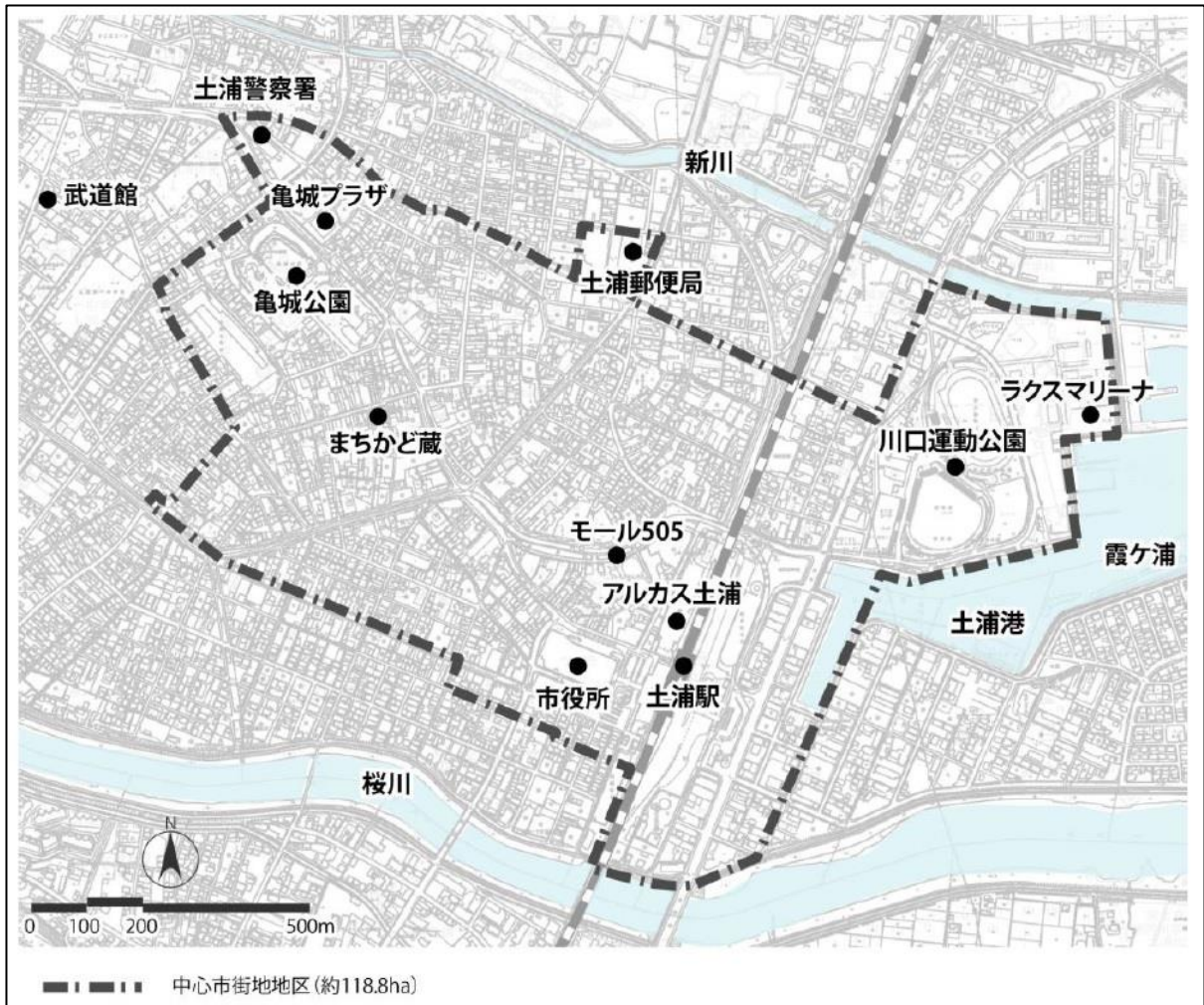
★年度ごとに補助件数が決まっていますので、残件数は事前にご確認ください。

お問合せやご相談は、

土浦市都市整備課まちづくり推進室 ☎029-826-1111 (内線2266) まで

対象区域

土浦市中心市街地活性化基本計画により定められたエリア



◎土浦市中心市街地活性化基本計画区域（約118.8ha）

中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一丁目、川口二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部